

議案第36号

目黒区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年6月17日

提出者 目黒区長 青 木 英 二

目黒区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例

目黒区奨学資金に関する条例（昭和33年4月目黒区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「修学上」を「入学する上で」に改める。

第2条中「つぎの各号の」を「次に掲げる」に改め、同条第2号を次のように改める。

- (2) 私立学校である高等学校又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に入学しようとする者であること。

第3条を次のように改める。

（資金の額）

第3条 貸与する資金の額は、300,000円を限度として、本人の希望及び家庭の事情等を考慮して、区長が定める額とする。

第5条を削る。

第6条第1項中「貸与期間終了の日の属する月の1年後から20年」を「高等学校等を卒業し、又は退学した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後10年」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 区長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該奨学生に対し、貸与した資金の全部又は一部を繰り上げて返還することを命ずることができる。

(1) 高等学校等に入学しなかったとき。

(2) 偽りの申請その他不正の手段により貸与を受けたとき。

- (3) 資金を貸与の目的以外に使用したとき。
- (4) 故意に資金の返還を怠ったとき。

第6条を第5条とし、第7条から第9条までを1条ずつ繰り上げる。

付 則

- 1 この条例は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の目黒区奨学資金に関する条例の規定は、平成28年4月1日以後の私立学校である高等学校又は高等専門学校への入学に係る奨学資金の貸与について適用する。
- 3 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の目黒区奨学資金に関する条例第4条第2項の規定により貸与を決定した奨学資金に係る貸与期間、返還その他の取扱いについては、なお従前の例による。

(説明) 私立の高等学校等への入学に係る奨学資金の貸付限度額を引き上げ、その返還期間を見直すとともに、その他の奨学資金を廃止するため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

資 料

目黒区奨学資金に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(_____ は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学業に意欲のある生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し、<u>入学する上で必要な奨学資金</u>（以下「資金」という。）を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(資格)</p> <p>第2条 資金の貸与を受けることができる者は、<u>次に掲げる要件を備えていなければならない。</u></p> <p>(1) (現行に同じ。)</p> <p>(2) <u>私立学校である高等学校又は高等専門学校（以下「高等学校等」という。）に入学しようとする者であること。</u></p> <p>(3)～(6) (現行に同じ。)</p> <p>(資金の額)</p> <p>第3条 貸与する資金の額は、<u>300,000円を限度として、本人の希望及び家庭の事情等を考慮して、区長が定める額とする。</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学業に意欲のある生徒で、経済的理由により修学困難な者に対し、<u>修学上必要な奨学資金</u>（以下「資金」という。）を貸与し、もって有用な人材を育成することを目的とする。</p> <p>(資格)</p> <p>第2条 資金の貸与を受けることができる者は、<u>つぎの各号の要件を備えていなければならない。</u></p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) <u>高等学校又は高等専門学校に入学し又は在学すること。</u></p> <p>(3)～(6) (省略)</p> <p>(資金の額及び貸与期間)</p> <p>第3条 貸与する資金の額は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、本人の希望及び家庭の事情等を考慮して、区長が定める額とする。</u></p>

(1) 国立学校又は公立学校である高等学校又は高等専門学校に在学する者

月額 13,000円

(2) 私立学校である高等学校又は高等専門学校に在学する者 月額 30

,000円

2 資金の貸与期間は、前項各号に掲げる当該学校の正規の修学期間中とする。

3 区長は、第1項に定めるもののほか、入学に際して必要とする資金を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の範囲内で、貸与することができる。

(1) 第1項第1号に掲げる学校に入学する者 50,000円

(2) 第1項第2号に掲げる学校に入学する者 200,000円

(貸与の廃止等)

第5条 区長は、奨学生が第2条各号に定める要件を欠いたときは資金の貸与を廃止する。

2 奨学生が休学したときは、休学した日の属する月の翌月から、復学した日の属する月の前月までの期間中、資金の交付を休止する。

(返還)

第6条 資金は、貸与期間終了の日の属する月の1年後から20年以内に、

(返還)

第5条 資金は、高等学校等を卒業し、又は退学した日の属する月の翌月か

ら起算して1年を経過した後10年以内に、その全額を月賦又は年賦等の方法で、区長の定めるところに従い、返還しなければならない。

その全額を月賦又は年賦等の方法で、区長の定めるところに従い、返還しなければならない。

2 区長は、奨学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該奨学生に対し、貸与した資金の全部又は一部を繰り上げて返還することを命ずることができる。

2 前条第1項の規定により貸与を廃止した場合における資金の返還についても、また前項の例による。

(1) 高等学校等に入学しなかったとき。

(2) 偽りの申請その他不正の手段により貸与を受けたとき。

(3) 資金を貸与の目的以外に使用したとき。

(4) 故意に資金の返還を怠ったとき。

第6条 (現行に同じ。)

第7条 (現行に同じ。)

第8条 (現行に同じ。)

第7条 (省略)

第8条 (省略)

第9条 (省略)